美里町上下水道料金徴収等包括業務委託公募型プロポーザル　実施要領

1　目 的

本要領は、美里町（以下「本町」という。）が美里町上下水道料金徴収等包括業務委託 （以下「本業務」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託者を選定するために必要な事項を定める。

なお、本町がプロポーザルを実施するに際し提示する「美里町上下水道料金徴収等包括業務委託仕様書」は発注者が想定する標準的な事項であり、審査会により優先交渉権者が決定した後、本町と優先交渉権者は提案内容を基に随意契約に向けた協議を行い、業務仕様を確定するものとする。

2　業務の概要

（１）委託業務名　美里町上下水道料金徴収等包括業務委託

（２）履行場所　　美里町大字木部３２３番地１外（業務の区域は仕様書による）

（３）業務の目的及び内容

本町の上下水道事業の水道料金・下水道使用料金等に係る窓口業務、開栓・閉栓、検針、料金収納等の料金関係業務、及び公営企業会計支援業務等を包括的に委託することにより、民間事業者のノウハウを活用して効率的かつ経済的に、持続可能な上下水道事業を運営することを目的とする。（業務内容の詳細は一般仕様書及び特記仕様書のとおり。）

（４）履行期間

契約締結日から令和１５年３月３１日まで

なお、契約締結日から令和１０年３月３１日までの期間は本業務の準備期間とし、準備期間に係る経費等は受注者の負担とする。（契約予定日：令和９年４月１日）

3　提案限度額

本業務に係る提案限度額は、218,000,000 円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。

4　スケジュール

項　目	日　程
実施要領等の公表	令和８年１１月　６日（金）
参加表明書・資格審査書類の提出	令和８年１１月３０日（月）17:00 まで
参加資格審査結果の通知	令和８年１２月　４日（金）
質問書の提出	令和８年１２月１０日（木）17:00 まで
質問に対する回答	令和８年１２月１７日（木）
提案書の提出期限	令和９年　１月２０日（水）17:00 まで
審査会（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和９年　１月下旬
審査結果の通知	令和９年　２月初旬

協議（予定）	令和９年　２月初旬より
契約の締結	令和９年　４月１日（予定）
業務履行に関する準備期間	契約締結日から令和１０年３月３１日まで
業務開始	令和１０年４月１日

５　参加資格要件

（１）プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア　企業、ＮＰＯ法人その他の法人であって、委託事業を的確に遂行する能力を有する者であること

イ　令和４年度以降において、水道事業体における料金徴収業務及び給水受付業務について３年以上の期間にわたる受託実績を有する者であること 。

ウ　本件と同種又は類似の料金徴収業務について３年以上の実務経験を有する業務責任者を常時雇用者として配置できる者であること。

エ　プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の認証を取得していること

オ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること

カ　本町から指名停止の措置を現に受けていない者であること

キ　法人税、消費税及び地方消費税等の国税又は地方税を滞納していない者であること

ク　会社更生法（平成 １４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 １１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ケ　破産法（平成１６年法律第７５号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生又は再生手続きをしていない者であること。

コ　美里町暴力団排除条例（平成２４年条例第１１号）第２条第１号に規定する暴力団及び同条第２号に規定する暴力団員に該当しない者であること。

サ　宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではない者

（２）複数の事業者でグループを構成して参加する場合

代表事業者が、上記「５．参加資格要件」（１）のアを、代表者を含むいずれかの構成事業者がイからエを、すべての構成事業者がオからサを満たしていなければならない。また、次の事項に留意すること。

ア　代表事業者を定めること。本町とのやり取りについては代表事業者が行うこと。

イ　一つの事業者は複数のグループに所属することはできない。また、単独で参加した事業者はグループの構成員となることはできない。

6　参加資格の確認

本プロポーザルの参加資格の確認を行うために資格審査を実施する。応募者は参加表明書・資格審査書類（以下「確認書類」という。）の提出を行い、審査を受けるものとする。

（１）確認書類の基準日

基準日は、確認書類の提出日とする。

（２）確認書類の種類

次の書類等を提出するものとする。

ア　参加表明書（様式第１号）

イ　会社概要書（様式第２号）

ウ　グループ構成員一覧兼委任状〔応募者がグループを構成して参加する場合〕(様式第３号)

エ　料金徴収業務及び給水受付業務について３年以上の期間にわたる受託実績を証する書類（契約書や仕様書等で、５（１）イの内容が確認できるもの。写し可）

オ　プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の認証を取得していることが分かる書類

カ　国税等に滞納がないことを証する書類（発行から３か月以内のもの、写し可。グループを構成して参加する場合は全構成員分）

・国税については、「法人税、消費税及び地方消費税」の納税証明書（その３の３）

（３）参加表明書・資格審査書類提出の方法

参加表明書・資格審査書類は、正本１部を下記の方法により提出すること。なお、受付期間内に提出先に到達しなかったものは、理由の如何を問わず受け付けない。

ア　受付期限　令和８年１１月３０日（月）　午後５時００分まで

(持参の場合、受付は平日の午前８時３０分から午後５時００分まで)

イ　提出方法　電子メール、郵送（メール便含む）又は持参

※電子メールの場合、件名を「美里町上下水道料金徴収等包括業務委託公募型プロポーザル参加表明書」とし、メール送信後、下記提出先に必ず電話によりメールの受信を確認すること。

ウ　提 出 先　美里町　上下水道課

郵便番号　367-0194

住　　所　埼玉県児玉郡美里町大字木部 323 番地 1（美里町役場）

℡　0495-76-1118(直)

E-mail　josui@town.saitama-misato.lg.jp

（４）資格審査結果の通知

資格審査結果は、令和８年１２月４日（金）までに応募者（共同企業体にあっては代表企業）宛電子メールにより通知する。

7　参加資格の喪失等

参加資格審査結果通知後、「６　参加資格の確認」に掲げる資格を欠くことになった場合、当該応募者の参加資格を取り消す。

８　質問書の提出及び回答

本プロポーザルに参加するにあたり質問のある者（共同企業体にあっては代表企業）は、以下のとおり提出すること。

（１）質問書の提出

①　提出期限　　令和８年１２月１０日（木）午後５時００分まで

②　提出書類　　質問書（様式第４号）

③　提出方法　　電子メールの件名を「美里町上下水道料金徴収等包括業務委託公募型プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、電子メールにて送付すること。なお、メール受信確認のため、④提出先に電話で送付した旨を連絡すること。

④　提出先　　担　当：美里町上下水道課　包括業務委託プロポーザル担当
E-mail：josui@town.saitama-misato.lg.jp
電　話：０４９５－７６－１１１８

（２）質問に対する回答

質問への回答は、令和８年１２月１７日（木）までにすべての参加者に電子メールで回答する。

９　業務提案書及び提案見積書の提出

参加資格審査結果通知書を受領した参加者は、下記により業務提案書等を提出すること。

（１）提出書類

ア　業務提案書　下記評価基準に従い、業務提案書における各評価の評価項目を基本として作成する。様式は任意とするが読みやすくなるよう工夫すること。

評価基準

区分	評価項目	配点
業務遂行能力	過去の業務実績に照らし、本事業を適切に遂行することへの期待	５
	業務を的確に遂行できる人員配置・経験・資格等の執行体制への期待	５
企画提案内容	法令遵守及び個人情報保護に関する取り組み方への期待	５
	各業務の引継・調整、及び導入フローの安心感	５
	料金システム構築方法の最適度	５
	仕様書で定める発注者が想定する標準的な委託業務の範囲を、包括的に委託するメリットが感じられる提案か	５
	本町上下水道事業に対し、提案者が考える今後の事業展開への取組及び支援への期待	１０
	その他包括委託への独自の提案 （発注者が想定する標準的な委託業務範囲外の業務提案等）	１０
見積価格	配点×（最低値提案見積額／提案見積額）	１５

合　計		６５

イ　提案見積書　　総額及び年度ごとの額、業務別内訳（算出根拠）、諸経費、消費税額（地方消費税を含む）が分かるよう記載すること。（様式任意、押印不要）

ウ　提案者の特定　審査会において、最も高い合計得点を付けた審査員数が最も多かった者を最適仕様の提案者と特定する。なお、一人の審査員が付けた最も高い合計得点者が同点で２社以上だった場合、２社以上それぞれを最も高い得点としてカウントする。なお、最高得点を付けた審査員数が同数となった場合は、提案見積額が低い者を優先交渉権者として選定する。

（２）提出書類のまとめ方及び提出方法

ア　業務提案書（様式第５号）に添え、業務提案書及び参考見積をＰＤＦファイルにまとめ、電子メール、郵送（メール便含む）又は持参にて提出する。

イ　メール本文を含み５ＭＢを超える場合は、大容量ファイル転送サービスを使用する方法、又は当該提出物に係るデータを書き込んだＣＤ‐Ｒを持参又は郵送で提出すること。

ウ　電子メール又は郵送の場合、件名を「美里町上下水道料金徴収等包括業務委託」とし、メール送信後、下記提出先に必ず電話によりメールの受信を確認すること。

（３）提出期限

令和９年１月２０日（水）　午後５時００分必着

※持参の場合、受付は平日の午前８時３０分から午後５時００分まで

（４）提 出 先　　〒367－0194

埼玉県児玉郡美里町大字木部 323 番地 1

美里町　上下水道課

E-mail　josui@town.saitama-misato.lg.jp

℡　0495-76-1118

（５）提出書類の取扱

ア　詳細な業務仕様は、審査会で提案された内容について本町と契約者が協議して決定するため、提案時の条件及び仕様等について修正を行う場合がある。

イ　提出された書類は返却しない。

ウ　提出書類は、審査に必要な範囲において、複製（複写）する場合がある。

（６）著作権

参加者から提出された業務提案書の著作権は、参加者に帰

属する。ただし、本町は本委託の範囲内で必要と認める場合には、これらの書類を無償で使用することができる。

１０　プロポーザルへの参加辞退

参加表明関係書類、業務提案関係書類を提出した後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第６号）を電子メール、郵便又は持参により、「１７　問い合わ

せ先」宛て提出すること。

１１　プレゼンテーション及びヒアリングの実施

（１）実施日　　令和９年１月下旬

（２）実施場所　美里町役場会議室

（３）説明時間　１事業者につき４０分（プレゼンテーション２５分、質疑応答１５分）

１２　審査会

（１）審査の基準

プロポーザル審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの結果を別に定める評価基準に基づき総合的に審査し、最も高い合計得点を付けた審査員数が最も多かった者を優先交渉権者として選定する。なお一人の審査員が付けた最も高い合計得点者が同点で２社以上だった場合、２社以上それぞれを最も高い得点としてカウントする。なお、最高得点を付けた審査員数が同数となった場合は、提案見積額が低い者を優先交渉権者として選定する。この際、審査委員会は非公開とする。

（２）留意事項

ア．優先交渉権者との契約の合意に至らない場合は、次に評価点が高い者と交渉を行う。

イ．参加者が１者の場合であっても、審査を実施する。なおこの場合は、企画提案書等の審査により選考するとともに、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該参加事業者を優先交渉権者として選定する。

１３　選定結果の通知

審査結果の通知は、令和９年２月初旬に参加者あて通知するとともに、優先交渉権者名及び審査結果の概要等を本町ホームページで公開する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

１４　失格事項

次のいずれかに該当する参加者は、失格とする。

（１）「６参加資格の確認」に示した参加資格要件を満たさなくなったとき。

（２）提出書類等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

（３）審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

（４）仕様書及び本実施要領で定める事項に適合しないとき。

（５）提案限度額を超過した提案見積額を提示したとき。

（６）その他、本町が指示した事項に違反したとき。

１５ 契約に向けた手続等

（１）協議及び契約

優先交渉権者決定後、本町は優先交渉権者と随意契約に向けた協議を行い、提案内容を

反映させた業務仕様を確定するものとする。

協議が調った後、優先交渉権者は、確定した業務仕様に基づき、美里町長宛の見積書を提出するものとする。

見積書記載金額が予定価格の範囲内であった場合は、委託契約を締結し、この締結をもって優先交渉権者を受注者とする。

（２）優先交渉権者との協議が不調の場合

優先交渉権者との協議が不調となった場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、プロポーザル審査結果が次点の者を優先交渉権者として上記（１）の手続を行うものとする。

（３）業務期間開始前の契約解除

本町は、受注者が次に掲げる場合に該当するときは、業務期間開始前に委託契約を解除することがある。この場合において、受注者は、契約解除に伴う損害を本町に請求することはできない。

なお、契約を解除した場合、上記（２）に準じて契約を行うことができるものとする。

ア　受注者が「６ 参加資格の確認」に定める要件を満たさなくなったとき。

イ　受注者が確定した業務仕様に基づく業務を履行することができないと認められるとき。

１６　その他の事項

（１）提出された提案書等は、本業務の優先交渉権者を選定するための資料であるため、返却しないこととする。

（２）本プロポーザル参加後に辞退する場合は、辞退する旨とその理由を記した辞退届を提出するものとする。

（３）本プロポーザルへ参加するために要する一切の費用は、参加者の負担とする。

（４）特約条項

この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者はこの契約を変更し、又は契約しない。

（５）本要領に定めのない事項に疑義が生じた場合は、協議により決定する 。

１７　問い合わせ先

担　当：美里町上下水道課　包括業務委託プロポーザル担当

住　所：〒３６７－０１９４

埼玉県児玉郡美里町大字木部 323 番地１

電　話：０４９５－７６－１１１８

E-mail：josui@town.saitama-misato.lg.jp